

●香川県告示第102号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次の表の右欄に掲げる土地を当該左欄に掲げる字の区域に編入する旨、綾川町長から届出があった。

この届出に係る処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分
の公告の日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成24年3月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

綾歌郡綾川町粉所東字平田	綾歌郡綾川町粉所東字美和田1820の4
	綾歌郡綾川町粉所東字林ケ谷1986の3の一部
綾歌郡綾川町粉所東字林ケ谷	綾歌郡綾川町粉所東字美和田1819の一部、1820の3、1821の7の一部、1821の8及び1819に隣接する道路である町有地の一部
	綾歌郡綾川町粉所東字林ケ谷1973、1975の1に隣接する字東中和田の道路である町有地の一部
	綾歌郡綾川町粉所東字岡2051の一部
綾歌郡綾川町粉所東字美和田	綾歌郡綾川町粉所東字林ケ谷1991の1の一部、1991の2の一部、1992の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である町有地の一部
綾歌郡綾川町粉所東字東中和田	綾歌郡綾川町粉所東字林ケ谷1973の一部
綾歌郡綾川町粉所東字岡	綾歌郡綾川町粉所東字林ケ谷2016の7、2030の1の一部、2030の3の一部、2031の1の一部、2031の2の一部、2032の2、2047の2、2047の3及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である町有地の一部
	綾歌郡綾川町粉所東字小屋谷2197の1の一部、2197の2の一部、2198の一部、2216の1の一部、2217の一部、2218の1の一部、2218の2の一部、2218の3の一部、2219の1の一部
綾歌郡綾川町粉所東字小屋谷	綾歌郡綾川町粉所東字岡2132の2の一部、2135の2の一部、2135の4の一部、2135の6、2137の3、2138の4、2139の4及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である町有地の一部並びに2132の2に隣接する道路である町有地の一部
	綾歌郡綾川町粉所東字小屋谷2219の2に隣接する字砂田の水路である町有地の全部並びに字小屋谷2220、2221地先の字砂田の道路・水路である町有地の一部
綾歌郡綾川町粉所東字砂田	綾歌郡綾川町粉所東字砂田2252の2、2253の2地先の字小屋谷の水路である町有地の一部
	綾歌郡綾川町粉所東字岡2105の3、2127の4、2127の5、2130の2の一部、2132の1、2132の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である町有地

の一部並びに2127の2に隣接する道路である町有地の
一部